

しまね地域未来投資促進事業補助金（観光）交付要綱

（趣旨）

第1条 県の交付するしまね地域未来投資促進事業補助金（観光）（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）その他法令に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 県は、地域の中核的な企業の新たな取組を促進し、付加価値の創出や地域経済への波及を図るため、地域経済を牽引していく企業の施設整備等の取組を支援することを目的として、第4条に掲げる企業が実施する第5条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）地域経済牽引事業計画

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項の規定に基づき県が策定した島根県未来投資促進基本計画に沿って企業が作成する計画

（2）地域経済牽引企業

県が地域経済牽引事業計画を承認した企業

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、県内に事業所を有する別表第1に定める企業とする。

（補助金の交付対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする企業は、補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする企業は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 本補助金の採択は1企業1回までとし、前項の補助金の交付申請は、既に本補助金の採択を受けた企業は申請できないものとする。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して適当と認めた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

第8条 知事は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払（概算払）請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(決定内容の変更等)

第10条 補助事業者は、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに補助事業変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には補助事業変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、補助事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 知事は、前項の規定により補助事業変更承認申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い補助事業変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後5年間、補助事業状況報告書（様式第7号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(取得財産等の管理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を補助事業事故等届出書（様式第 10 号）により、知事に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助対象設備を処分しようとするときは、事前に補助事業財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 知事が、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に補助事業者は返還するものとする。

2 補助事業者は、交付される補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び遅延金)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 17 条 知事は、第 6 条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(県内中小企業者への発注)

第 19 条 補助事業者は補助事業の執行において、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

(知事が別に定める事項)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

別表第1

<p>対象者</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす企業 (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 地域経済牽引企業</p>
<p>対象事業</p>	<p>県の承認を受けた地域牽引事業計画に基づく事業で次の(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たす事業</p> <p>(1) 地域の特性を活用した事業で次のアからウまでのいずれかに該当するもの ア 島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光 イ 世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光 ウ 「緑の道～山陰」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド</p> <p>(2) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で付加価値額が3,029万円以上増加する見込みであること。</p> <p>(3) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で売上額が3%以上又は付加価値額が9%以上増加する見込みであること。</p> <p>(4) 以前に本補助金の交付を受けていないこと。</p> <hr/> <p>※上記要件(2)及び(3)については、地域経済牽引事業計画が3年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間で按分した値とする。</p>
<p>対象経費</p>	<p>事業推進にあたり必要な下記の経費</p> <p>(ハード事業) 主に観光旅行者の利用に供される遊園施設、文化施設、鑑賞施設、食事休憩施設、宿泊施設等(以下、「観光施設等」という。)の整備に要する経費(工事費及び設備費) ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。</p> <p>(ソフト事業) 地域経済牽引事業計画に定める観光誘客等の事業に要する経費(委託費、専門家経費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他経費)</p> <p>※詳細については別表第2のとおり</p>
<p>補助率</p>	<p>(ハード事業) 1/2 (千円未満切り捨て) (ソフト事業) 2/3 (千円未満切り捨て)</p>
<p>補助限度額</p>	<p>5,000千円</p>

別表第2

経費名	内容
工事費	観光施設等を新規に開設することを目的に行う工事又は既設の観光施設等において行う改修に要する費用
設備費	機械、装置、ソフトウェア、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事費を含む）
委託費	観光誘客等の事業の外部委託に要する経費
専門家経費	観光誘客等の事業実施にあたり招聘した専門家、講師等に謝礼、費用弁償として支払う経費
材料費及び消耗品費	観光誘客等の事業に必要な材料、消耗品の購入経費
印刷製本費	観光誘客等の事業の印刷製本に係る経費
通信運搬費	観光誘客等の事業に要する経費のうち運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
その他経費	その他知事が特に必要と認める経費